

令和4年第2回(4月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和4年4月11日(月)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	復興推進課長	武藤	亨介君
復興推進課技監	門脇	匡哉君	地域整備課長	三浦	光君
農政商工課長	高橋	優君	保健福祉課長	鎌田	光一君
会計管理者	伊藤	義継君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君	税務課長	小野	純一君
町民課長	片倉	剛君			

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁

舎内待機とした者は、次のとおりである。

まちづくり政策課長 千葉 昭 君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉 琉日

議事日程第1号

令和4年4月11日（月曜日） 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

日程第6 議案第42号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第43号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

春の気配も感じられ、桜の花もようやく咲き始め、華やかな四季を一望できる季節感であります。また、異動の年度末も慎重に進んでおります。このような中、本日、ここに令和4年第2回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄、公私ともに御多用のことと存じますが、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、3月16日深夜に発生いたしました、福島県沖地震、本町においては、合併処理浄化槽や上水道管の破損などの災害を受け、給水制限や断水を余儀なくされたところであります。また、民家においても屋根、壁、基礎などに被害を受けられた方々がおられます。この場をお借りしてお見舞を申し上げたいと思います。

さて、本日、御提案申し上げます議案は、専決処分の報告関係3件と福島県沖地震対応予算を盛り込んだ、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第1号）及び、令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）となっております。災害復旧工事の迅速な発注、完了を終えたいと考えてございます。

以上の内容を御提案申し上げますので、各議案につきまして、

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により1番吉田耕大議員及び2番佐藤牧議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

議長（石川良彦君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告について、日程第4、報告第3号 専決処分の報告について、日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提出者から報告第2号についての報告を求めます。財政課長。
財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。それでは報告第2号につきまして、報告いたします。議案書1ページをお開き願います。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大郷町一般会計補正予算(第15号)について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年4月11日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開き願います。

専決第2号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により、指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

令和3年度大郷町一般会計補正予算(第15号)

令和4年3月17日専決

大郷町長 田 中 学

3ページをお開き願います。

専決第2号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第15号)

令和3年度大郷町の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出総額に、歳入歳出それぞれ3,808万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,076万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月17日

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、3月16日夜に発生した福島県沖地震による被災箇所の復旧事業について、緊急かつ応急的に予算措置する必要が生

じたことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により 3 月 17 日付けで専決処分を行なったものでございます。

続きまして、4 ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず歳入です。

第 10 款地方特例交付金、第 2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 3,808 万 4,000 円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症対策として、事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置により減収となった税収の補填に係る交付金で、一般財源でございます。

歳入補正額合計 3,808 万 4,000 円の増額補正です。

続きまして、次ページ、5 ページでございます。

歳出です。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費 133 万 2,000 円の増額補正です。3 月 16 日の地震災害対応に係る 3 月 17 日朝までの職員の時間外勤務手当でございます。

第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費 624 万 8,000 円の増額補正です。地震災害復旧にかかる合併浄化槽特別会計繰出金の増額でございます。

第 9 款教育費、第 4 項社会教育費 8 万 4,000 円の増額補正です。地震災害による木の崎分館の環境整備事業補助の増額です。

第 10 款災害復旧費、第 2 項公共土木施設災害復旧費 1,312 万円の増額補正でございます。地震災害による町道等公共土木施設災害応急工事並びに災害復旧事業費積算等地域整備課職員の時間外勤務手当等の増額でございます。

第 3 項農林水産施設災害復旧費 800 万円の増額補正です。地震災害による農業施設災害応急工事の増額でございます。

第 4 項公共施設災害復旧費 930 万円の増額補正です。地震災害による町営住宅、物産館、こども園進入路、郷和荘進入路、学校給食センター等公共施設災害応急工事の増額でございます。

歳出補正額合計、3,808 万 4,000 円の増額補正です。

以上、補正前の予算額 58 億 1,267 万 7,000 円に、歳入歳出とも 3,808 万 4,000 円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 58 億 5,076 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、6 ページをお開き願います。

「第 2 表 繰越明許費補正」につきまして説明をいたします。

今回の補正は、繰越明許費の「追加」7件でございます。款、項、事業名、金額の順に御説明いたします。

第9款教育費、第4項社会教育費木の崎分館修繕事業8万4,000円でございます。今回補正予算に計上しました、3月16日の地震により被災した木の崎分館の修繕事業補助で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第10款災害復旧費、第2項公共土木災害復旧費公共土木災害復旧事業1,312万円でございます。今回補正予算に計上しました、地震により被災しました町道等公共土木施設災害応急工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第3項農林水産施設災害復旧費農業施設災害復旧事業800万円でございます。今回補正予算に計上しました、地震により被災した農業施設災害応急工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

第4項公共施設災害復旧費公共施設災害復旧事業592万2,000円でございます。今回補正予算に計上した、地震により被災したこども園進入路、郷和荘進入路等の災害応急工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に物産館災害復旧事業118万円でございます。今回補正予算に計上した、地震により被災した物産館2階の災害応急工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、町営住宅災害復旧事業200万円でございます。今回補正予算に計上した、地震により被災した町営住宅の災害応急工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

学校給食センター厨房機器災害復旧事業19万8,000円でございます。今回補正予算に計上しました、地震により被災した学校給食センター厨房機器の災害復旧工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。

以上で報告2号専決処分の報告につきましての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第2号の報告を終わります。

次に報告第3号及び報告第4号について、報告を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 皆さんおはようございます。15ページをお開き願います。御報告いたします。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第5号)について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年4月11日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開き願います。

専決第3号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により、指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第5号)

令和4年3月17日専決

大郷町長 田 中 学

次ページになります。

専決第3号 令和3年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第5号)

令和3年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出総額に、歳入歳出それぞれ624万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,852万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月17日

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、令和4年3月16日発生 of 福島県沖地震により被災を受けた町管理の合併浄化槽の災害応急工事費を計上いたしました。なお、緊急を要することから、3月17日付けで専決処分を

行ったものです。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金 624万8,000円の増額は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

補正額合計で 624万8,000円を増額し、歳入合計で 7,852万9,000円とするものです。

次ページになります。歳出です。

第1款合併浄化槽事業費、第3項合併浄化槽災害復旧費 624万8,000円の増額は、修繕を要する町管理の浄化槽に係る仮設トイレの賃借料、応急工事費の計上によるものです。

補正額合計で 624万8,000円を増額し、歳出合計で 7,852万9,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費の補正です。追加になります。

第1款合併浄化槽事業費、第3項合併浄化槽災害復旧費、事業名 合併浄化槽災害復旧事業について、翌年度繰越額を 624万8,000円とするものです。繰越理由ですが、合併浄化槽の応急工事にあたり、所要の期間を要すことから、年度内完了が困難になったため繰り越すものです。

以上で、報告第3号 専決処分の報告について終了いたします。

続きまして、25ページをお開き願います。

御報告いたします。報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約書の変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年4月11日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開き願います。

専決第4号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により、指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

1 件名及び契約名 令和3年第5回大郷町議会臨時会において議

- 案第 41 号により議決を得た「令和 3 年度粕川大橋添架管更新工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 一金 164,450,000 円
変更後の契約金額 一金 167,962,300 円
契約金額の増額 一金 3,512,300 円
- 3 工期の変更 原完成期日 令和 4 年 3 月 18 日
変更完成期日 令和 4 年 5 月 27 日
- 4 変更理由 左岸堤防部のダクタイル鑄鉄管の埋設箇所において試堀の結果、他事業の地下埋設物（ケーブル）が支障となり、離隔を確保する必要が生じたため配管布設位置を変更するもの。また、工期については、配管材料の制作に時間を要したことから延期するもの。

令和 4 年 3 月 17 日 専決

大郷町水道事業

大郷町長 田 中 学

なお、今回の工事の進捗状況につきましては、現在最終的な仕上げを行っており、約 95%の完了となっております。

以上、報告第 4 号 専決処分の報告について、終了いたします。

議長（石川良彦議長） 以上で、報告第 3 号及び報告第 4 号の報告を終わります。

日程第 6 議案第 42 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）
議長（石川良彦君） 次に、日程第 6、議案第 42 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは議案第 42 号一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第 42 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度大郷町の一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,730 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 8,730

万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 4 月 11 日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、3 月 16 日夜に発生した福島県沖地震により被災した町道、文化会館、柏木原水路、大郷小・中学校、保健センター等の災害復旧工事及び認定こども園進入路の測量設計業務、物産館 2 階の設計業務並びに合併処理浄化槽の災害復旧工事に係る特別会計繰出金等に係る予算について計上したものでございます。

歳入につきましては、災害復旧事業に係る町債、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3 ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず歳入です。

第 19 款繰入金、第 1 項基金繰入金 570 万 5,000 円の増額補正です。災害復旧事業に係る財源調整として、財政調整基金繰入金の増額でございます。第 22 款町債、第 1 項町債 5,160 万円の増額補正です。町道等公共土木施設並びに文化会館等公共施設の災害復旧事業債の増額でございます。

歳入補正額合計 5,730 万 5,000 円でございます。

続きまして、次ページを御覧いただきます。

歳出です。

第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費 515 万円の増額補正です。3 月 16 日の地震災害復旧にかかる合併浄化槽特別会計繰出金の増額でございます。第 9 款教育費、第 4 項社会教育費 15 万 9,000 円の増額補正です。地震災害による吉ヶ沢分館の環境整備事業補助の増額でございます。

第 10 款災害復旧費、第 2 項公共土木施設災害復旧費 2,400 万円の増額補正です。地震災害による町道等公共土木施設災害復旧工事の増額でございます。第 4 項公共施設災害復旧費 2,234 万 1,000 円の増額補正です。地震災害による文化会館、柏木原水路、保健センター等の災害復旧工事及び認定こども園進入路の測量設計業務、物産館 2 階の設計業務の増額

でございます。第6項文教施設災害復旧費565万5,000円の増額補正です。地震災害による大郷小・中学校の災害復旧工事の増額でございます。

歳出補正額合計5,730万5,000円でございます。

以上、補正前の予算額51億3,000万円に歳入歳出とも5,730万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ51億8,730万5,000円とするものでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思えます。第2表 地方債補正につきまして説明をいたします。

追加2件でございます。

1 公共土木施設災害復旧事業。地震災害による町道等公共土木施設災害復旧工事に係る起債で、限度額は2,400万円でございます。起債の方法は証書借入で、利率につきましてもは5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金につきましても、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）となります。償還の方法につきましてもは、「政府資金につきましてもは、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還若しくは低利に借換することができる」ものとするものでございます。本債につきましてもは、充当率が100%で、後年度47.5%が交付税措置されるものでございます。

2 公共施設災害復旧事業。地震災害による文化会館、小中学校等公共施設災害復旧工事に係る起債で、限度額は、2,760万円でございます。「起債の方法」、「利率」、「償還方法」は、前記と同様です。本債につきましても、充当率が100%で、後年度47.5%交付税措置されるものでございます。

以上で議案第42号 一般会計補正予算（第1号）につきましても、提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。はい、12番 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 5ページの地方債補正についてをお聞きしたいと思えます。まず、あの、福島県沖地震で、災害に遭われた町民の皆さんにですね、お見舞い申し上げたいと思えます。さて、この地方債補正について47.5%が交付税措置されるという話でございましたが、いわゆる残った

53%弱の金額については、どのような町の負担になる、どのような負担になるのか、その辺について、確認をしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） はい、お答えいたします。その残につきましては、一般財源扱いになるものでございますが。国からの特別交付税等も措置される見込みでございますので、そちらも充当させていただくこととしております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと最終的には、町の負担はどのぐらいになるということですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今の段階でははっきり申し上げられませんが、今現在は、もう交付税措置の残52.5%の部分が一般財源部分扱いとなりますが特別交付税につきましては、今後国なりに申請等はしてございますので、今後決定次第、議会のほうに御報告させていただきたいと思います、予算のほう計上し、御提案させていただく予定でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 最近ですね、何か頻繁に地震があるわけで、国のいわゆる激甚災害にならないとどうのこうのというような先日の説明もありましたが、やはり地方自治体としては財政が厳しい中ですので、そういう災害が生じた場合にいくらかでも国のほうにその辺の支援をお願いするというのが私たち自治体としては当然臨むことと思います。私が思うにはですね、自然災害については自治体の力では何ともならないと。まるっきり受け身でございますからそういう点では国に対してもっと強くその際の支援についてお願いすべきだと思うのですが、町長の見解を求めておきたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） え、まず、何よりもですね、議員。あなたにあの、令和4年度の一般会計予算はあなた自身が、我々計上した予算に反対している立場であります。ただ、我々はそれを鵜呑みにしているわけではございません。機会あるごとに国のほうにも特交でなんとかみていただきたいというお願いをしているところであります。あなたも日本共産党の党員の議員という立場から反対しているのかどうか分かりませんが、いずれにしても予算のないところで何一つ執行できるものではございません。その辺なども今後あなたのいろんな行政に対する要望等についても

財源をどうするのかということも含めてですね。今後御提案していただく、そのようにしていただかないと私は別にして、担当する課の課長として大変あの、情けない感じで、いるのではないかというふうに思いますので、その辺も含めてですね、今後しっかりした行政に対する、チェック機能を果たすということであれば、そのようにしていただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） はい、えっと、9ページのこう歳出に関して、今、災害復旧工事がいろいろあるわけでございます。これに関して、前回の地震も台風被害においても復旧は現況復旧だと。話でしたが、今回もそうなのかお伺いしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） え、お答えします。復旧工事の原則というのは前回もお話したとおりでございます。現況復旧が原則でございますので、今回につきましても現況復旧ということで、対応させていただきますし、工事のほうも施工させていただくということでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） ま、あの、この現況復旧というのは分かるわけでございます。これ、あの現況復旧よりもある程度手を加えて改良といいますか。そのほうがこう、後々のためにもとてもいいと思うのですね。そういう働きかけをして欲しいと思うのですが、その辺こうできないとおっしゃっていた町長のほうからその辺あの、県なり国にこうより強く働きかけて欲しいと思うのですが。その辺の所管をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） はい、制度上できない状況にございますので、それはあの、私がどうのこうのという問題ではないというふうに思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 制度は制度で、ですから何とかこう働きかけを町長、やる気はないのですかとかこうお聞きしているのですが。その辺再度お答えをお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） それなりの対応であれば、国のほうでも変更した事業種として認めていただけるかもしれませんが、この程度のものでは、現況復興をやるものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい、9番和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 9 ページのですね、あの、文教施設災害復旧費の件ですが、あの、この災害の内容ね、災害の内容をもう少し説明して欲しいのですが。子供たちの安心安全に関わることなので、どういう内容の災害だったのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。小学校のほうにつきましては、体育館のほうに、校舎のほうから体育館のほうに行く通路がございますけれどもその通路のほうの補修工事、それから学校の中で、暖房、ヒーターの燃料を供給する装置がございますが、そちらが供給しなくなってしまったということ、ほか2件、2か所ですね、の災害の内容でございます。それから中学校につきまして1階の玄関の前から東側に犬走りがございますが、そちらひび割れ等の補修、それから1階東側にあります非常階段の補修、4階西側にあります、1年1組、2組の天井の補修、体育館の火災報知器の設備の更新ほか、22か所でございます。こまい災害のほう、ま、修繕箇所のほうはたくさんあるという状況でございます。なお、あの4月8日から小・中学校のほう授業を開始しておりますが、授業のほう中で、使用の制限等を加えるほどの状況ではございませんので、そのような制限は現在していない状況でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に日程第7、議案第43号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 補正予算書の12ページをお開き願います。

議案第43号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第43号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,115万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,086万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年4月11日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、令和4年3月16日発生の福島県沖を震源とする地震により被災を受けた町管理の合併浄化槽の復旧について、一部が国の災害復旧事業の対象となることから、歳入では、国の災害復旧事業に係る国庫補助金やその裏負担としての地方債、町単独災害復旧事業に係る一般会計からの繰入金、歳出では、復旧工事に係る汚泥引抜や仮設トイレに係る費用、国の災害復旧工事費並びに町単独災害復旧工事費の計上を行ったものです。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたします。

まず、歳入です。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金1,800万円の増額は、国の災害復旧対象事業に係る合併浄化槽30基分の国庫補助金の見込額の計上によるものです。補助率は事業費の50%です。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金515万円の増額は、財源調整により、事業費の不足分について一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第7款町債、第1項町債1,800万円の増額は、国の災害復旧対象事業に係る合併浄化槽30基分の災害復旧事業債の計上によるものです。

歳入合計で補正額4,115万円を増額し、歳入合計を1億1,086万5,000円とするものです。

次ページになります。歳出です。

第1款合併浄化槽事業費、第3項合併浄化槽災害復旧費4,115万円の増額は、災害復旧工事に係る合併浄化槽30基分の汚泥引抜料、仮設トイレの賃借料、合併浄化槽30基分の国の災害復旧工事費並びに20基分の町単独災害復旧工事費の計上によるものです。

歳出合計で、補正額4,115万円を増額し、歳出合計を1億1,086万5,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 地方債補正の追加です。

起債の目的である1 合併処理浄化槽災害復旧事業について、限度額を1,800万円とし、起債の方法を証書借入とするものです。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、若しくは低利に借換することができるとするものです。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

ただいま、御説明申し上げました、議案第43号につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 今の御説明ですと、あの、国災害対象分といいますか、30基分、あと町管理分が20基分ということの説明だったのですが。合計で50基分なのかどうか、さらに、これあの復旧工事が完了する工期といいますか、どのぐらいの期間といいますか、いつぐらいに完了するという目標で予算計上されたのかお聞きします

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。国対象 30 基、町の単独事業 20 基の計 50 基分でございます。完成目標につきましては、できるだけ早く、速やかに対応したいということでございまして。現在トイレが使われない方につきましては4月中にはなんとか使えるようにしたいとそのほかにつきましては状況によりますが。現在トイレの使用に際しては、支障来たしていない部分がございますが。こちらにつきましてもできるだけ速やかに対応したいと考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13 番若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） あの、ただいまの説明で、あの、一部がこう国の補助対象となったという話。対象外のやつはどのような対応するのか。どれぐらいの基数なのか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。一部というのは、国の対象となる基数が 30 基。全体のうちの一部の 30 基が国の対象ということでこのほかにつきましては、20 基、こちらを町の単独事業で対応するということです。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） えっとですね、今の関係なんですが。国が、30 基対象になると、20 基が町だということで。ただ、それを見ますと被災状況というのは別に説明を受けたのですがね。それを見ますと戸別合併処理浄化槽の被害が 30 か所だということになっているのですが。そうすると 50 か所ということになるのですか。これは。その辺の整合性をちょっとお聞きしておきたいと思うのですが。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。先日の全員協議会の中で、総務課長のほうから災害の復旧状況ということで浄化槽、30 基というお話だったと思うのですが。それにつきましては、一応令和 4 年度 3 月 31 日現在ということでの報告でございまして、ま、今後何基かはまた、災害で復旧する箇所も増えるだろうということ中で、国 30 基、町 20 基の中での計上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） そうするとだろうということは大体見通しとしてね、その辺のだろうと付けるのも分かるのですが。ある程度 20 基というのは

もう既に何らかの申請か、何か出ているということで理解していいのですか。どうなんですか。今のところいくらなんですか、30基のほかに、確認は。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。まず、国の対象の30基につきましてはしっかり確認をしまして、こちらのほうは30基をやるという中でございます。町単独事業については現在管理をしております公社並びに町の浄化槽をしている業者に依頼をしまして、調査をしているところでございまして、今のところ数か所分の確認をしております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） あの、15ページの町債について、一般会計と同じ内容なのかももう少し詳しく聞かせてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。内容でございしますが。交付税措置がどれぐらいなのかという質問だと思いますが。これは町公営企業災害復旧事業ということで充当率100%でございしますが、交付税措置についてはないということでございしますので、まるっきり一般財源ということでございます。

議長（石川良彦君） はい、ほかにございせん。石垣正博議員。

11番（石垣正博君） えっと、この浄化槽なんでありまして。今回の震度5強ということのようでありまして。このちょっと統計を調べてみたのですが。その環境省の統計ではですね、震度6弱、これは数パーセント被害。非常に少ない。そしてまた東日本大震災、これにおいて応急修理で済むのが4分の1、二十四点何パーセント。これは、応急でその対応でしたということで、この震度に強い合併処理浄化槽だというふうに判断をしているようでございますけれども、今回合併処理浄化槽が30基、さらに20基ということで、相当今回の地震、前の、前じゃない、増えているということでございしますが。この戸別合併処理浄化槽30か所の合併浄化槽の応急修理でできるのかどうか、どのぐらい対応できるのか。それと対応できないものがそれはあるかどうか、そしてまた、原因としては、その地震だけなのかどうか。改めてお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。まず、応急修理につきましては、使えなくなっている箇所について、これ以上使えるという

方向にするための応急修理でございますので、今後しっかりと排水ができるように国の災害等を使って対応するものでございます。また、今回の浄化槽の災害につきましては、地震だけの影響かと判断してございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） ま、その辺について、私はあの、その原因、原因の一部として地震、地震によってそのなったというだけじゃなく、その中には、付帯なりあとは機械類そういうものもあるんじゃないのかなとそう思うのです。すべて。ま、そういうことで、例えば俺、何を言いたいかというと、その老朽化、あの十五、六年前に、もう 20 年近くになるのかな。合併浄化槽、町でやってた、その前からの個人の合併浄化槽があって、それを町に付属している、ね、移しているその辺がもっと古い浄化槽とかあるのですが、ま、この今回この 30 基、または、50 基の中にその辺があるのかどうか。ま、その耐用年数なりあとはその形式または、その。

議長（石川良彦君） あの、完結をお願いします。

11 番（石垣正博君） 合併浄化槽の種類によっていろいろ違うと思うのです。その辺はどのように捉えているのかどうかお聞きします。

議長（石川良彦君） はい、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、浄化槽につきましては、耐用年数につきましては、基本的に 30 年でございます。で、通常の維持管理につきまして毎月、維持管理をしている中で、異常等は確認されてございません。今回の地震により浄化槽が浮上したり、排水設備が浮上したりして、流れが悪くなったことに対しての今回の災害復旧での対応ということでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） その付帯何かの状況はどうなのか、あと機械類はどうなのか、しっかり今 30 年と、それと機械類 7 年から 15 年ぐらいでしょ。耐用年数ね、そういうものもう既にきていないのかどうか。その辺の影響で壊れているものもあるんじゃないかと私は判断するのですが、ま、その辺は見てもみないと分からないと言われればそのとおりです。その辺の状況、管理はどうなさっているのか。そしてまた、対応、今後の対応をよろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、まず、先ほども申し上げましたが、通常

の維持管理の中で、浄化槽の内部や連合の流入管につきましては、管理はしてございます。そういった中で、付帯に異常等があれば当然町管理の浄化槽でございますので、それは町の災害復旧とは別に浄化槽の設置ということの中で対応しているものもでございます。浄化槽の中身につきましては、内部を汲み取った際にある程度目視によって確認もしてございます。そこでも異常が確認されない、また、さらに毎月の点検の中でも確認してございますので、その確認内容につきましては、町としてしっかり対応しているというのが現状でございます。今後も継続して同じような対応の仕方を実施してまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第43号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年第2回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午 前 10時 54分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員